

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月17日
【事業年度】	第12期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
【会社名】	ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
【英訳名】	Universal Solution Systems Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 浩行
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03－3568－1305（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 青木 博之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03－3568－1305（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 青木 博之
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月26日に提出いたしました第12期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(5) 〈省略〉

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

- ① 会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨。
- ② 会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨。
- ③ 会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨。
- ④ 会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨。

(7)～(9) 〈省略〉

（訂正後）

(1)～(5) 〈省略〉

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

- ① 経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨。
- ② 取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨。
- ③ 監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨。
- ④ 株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨。

(7)～(9) 〈省略〉